令和4年度「CONNECT≠__」事業の企画・運営業務

仕 様 書

1. 事業の趣旨

本来、文化芸術活動においては、障害の有無に関わりなく、誰もが対等に享受・創造する権利を持っている。障害者による文化芸術活動を推進することで、現在生じている文化芸術活動への参加や創造する際の物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ちうる社会を構築することとなり、文化芸術活動全般の推進や向上に貢献するとともに、我が国の共生社会の実現に寄与する。

近年、こうした理念が社会的に広がりを見せ、全国の文化施設では、障害の有無に関わらず共に芸術文化活動に参加・享受する取組が行われつつある。国においては、この機運をさらに高めつつ、芸術文化活動を通した共生社会について、国民とともに包括的・横断的に考える場を持つことが急務である。文化庁では、オリンピック・パラリンピック競技大会の東京招致をきっかけに、スポーツや文化芸術を通じた機運醸成の一環として、平成28年10月に「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」の開催に併せて、「ここからーアート・デザイン・障害を考える3日間」を開催した。以来、毎年、共生・多様性について関心を深めることを目的に展覧会を開催しており、令和2年度及び令和3年度は、京都において京都・岡崎公園を中心とする文化施設が連携して「CONNECT≠」を開催した。これまでの取組の理念と成果を踏まえ、東京オリンピック・パラリンピックの開催による共生社会実現の機運の高まりや文化庁の京都移転を見据え、令和4年度においても「CONNECT≠」」を開催する。

本事業は、主に 12 月の障害者週間での事業展開を予定しており、障害の有無に関わらず、さまざまな感性・特性を持つ人たちが芸術や文化、歴史に気軽にアクセスし、さらに参加した人たち同士がつながり合い、気づきを与え合う機会となることを目指す。共生社会において文化施設が果たす役割について、館種を超え様々な議論の契機になることも視野に入れ、鑑賞への配慮や優れた芸術作品等の展示など新しい取組等により、共生・多様性について関心を深めることにつながる事業の実施及び全国への情報の発信について公募する。

2. 事業の内容

「CONNECT ≥ 」事業の実施について、以下の企画の公募を行う。

なお、昨年、実施した「CONNECT→」の開催意義、理念及び成果を参考として、事業の趣旨に沿ったコンセプト・内容となるよう下記の企画案を踏まえ、具体的な提案を行われたい。

(企画案)

障害者による芸術活動の推進や、障害の有無に関わらず芸術や文化を共に楽しみ相互理解を深める取組について、これまでの実践に基づきながら、障害当事者の参加や施設同士の連携についてより発展的に展開する場とする。京都府内において、京都国立近代美術館等の岡崎公園の文化施設を中心として、展示や参加型イベントを同時開催し、多くの方が企画に参加する文化施設を気軽に訪れ、ともに芸術や文化、歴史に触れることができる環境整備およびプログラムの更なる充実を目指す。

プログラムの主となる柱は次の通り。

① 本事業のシンボルとなる「コネクト」空間におけるプログラムの展開 京都国立近代美術館のロビー及び講堂を様々な施設や人々が「コネクト」できる空間 として活用し、障害当事者を含め様々な人々が気軽に文化芸術にアクセスできるプログラムを実施する。

- ・ 障害や共生、多様性について関心を高めるプログラムであること。
- ・ 障害者週間にあわせて、様々な施設(関西地域や全国の施設含む)や文化芸術関係 者、障害当事者をつなげる(コネクトする)プログラムであること。
- リアル及びオンラインで発信等ができる内容であること。
- ・ 障害当事者の参加を促すプログラムであること。
- ② 文化施設へのアクセシビリティを高めるための共通・連携プログラムの実施 地域一帯の文化施設へのアクセシビリティを高めるため、各施設共通の学び・協働等 のためのプログラムを実施するとともに、これまでの「CONNECT →」の取組を活用し つつ各施設同士の連携をより深めるようなプログラムを実施する。
- ③ 京都府内の文化施設での事業の企画・実施及び経費負担 京都府内の文化施設(京都国立近代美術館、京都市京セラ美術館、京都府立図書館、ロームシアター京都、京都市動物園等)における、インクルーシブなプログラムをはじめとする共生社会を目指した取組など、本事業の趣旨に沿ったコンセプトで行う取組に係る経費負担及び連絡調整を行う。

なお、京都国立近代美術館における企画内容は、上記①により提案すること。それ 以外の施設については、各施設の主体的な取組とし、その他の施設分合計額300万 円を経費予定額に計上すること。(企画内容の提案は不要)

④ 事業実施における全体の運営及び予算等の執行管理並びに広報等

事業全体のコーディネート、各施設及び関係機関との連絡調整、予算管理、経理関係書類の作成、スタッフの養成をはじめ、ウェブサイトの運営ほか、本企画の参画プログラムであることを示す会場サイン等の設置、チラシ・ポスター制作、SNS を活用した情報発信による広報活動の実施などを行う。

- ・各施設及び関係機関との連絡調整は、個別の連絡調整のほか、契約後速やかに関係 者による全体会議を設けるなど事業全体の統一性確保やノウハウ等の共有を図るこ と。
- ・ウェブサイトは、来場しなくとも企画に触れることができるような内容を含むこと。 可能な場合は、会期終了後においても企画等の発信に努めること。
- ・本事業を実施する上で、共生社会の推進及び文化芸術に関する知見を有するコーディネーターを事務局体制に含むなど事務局の専門性を確保すること。
- ⑤ 本事業の実施に関する記録及び検証報告

事業の入場者数及びアンケート等による傾向調査、映像による記録等のほか、事業の 開催による波及効果や将来展望についての検証を行う。

※新型コロナウイルス感染症について感染拡大を防止するための措置を実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の感染の状況によっては、企画の中止又は規模縮小等を 行うことがある。

(参考)

【「CONNECT≠_」令和3年度ウェブサイト URL】https://connect-art.jp/

障害者週間に会期をあわせて令和3年12月2日~19日まで、文化庁及び京都国立近代美

術館の主催により「『CONNECT≠_』~つながる・つづく・ひろがる~」を開催した。京都・岡崎公園に立地する美術館、劇場、図書館、動物園などの文化施設をはじめ、京都市域・府域にも取組みを広げ、障害のある方が制作した作品の展示や作品鑑賞プログラムなどを実施した。京都国立近代美術館では、壊れた日用品を布で包んで刺繍する「修復シリーズ」を発表するアーティスト・竹村京(たけむら・けい)による身体感覚を使って楽しめる展示とワークショップを実施したほか、京都市京セラ美術館では、障害のある人の「つくること」を巡るトークシリーズ「実はよく知らないんだよ。だから聞いてみようと思う。(中原)」をもとに制作した声と手話による映像の展示を行った。あわせて、"生まれかわる美術館、大学、劇場から考える文化と共生"をテーマに、美術作家で舞台演出家のやなぎみわ氏、京都市立芸術大学学長で画家の赤松玉女氏、京都市京セラ美術館長で建築家の青木淳氏による鼎談を動画配信した。

【留意事項】

- ・事業の実施については文化庁と協議の上進めること。
- ・文化庁の要請に応じ、適宜進捗状況等の報告を行うこと。
- ・障害の有無に関わらず鑑賞を妨げることのないようバリアフリーや情報保障、鑑賞サポート等、文化庁と協議の上、適切に対応すること。
- ・一般的な展示会等の開催に必要な作品の保護(会場警備員等の設置、作品輸送時の配慮、 保険加入等)について、適切に対応すること。
- 3. 事業規模(予算)及び採択数

事業規模(予算) 26,000千円以下

採択予定数 1件

4. 成果物の提出

- (1)記録及び報告書 5部
- ※ 記録、報告書は分かりやすいよう、2. 事業の内容毎にとりまとめて整理すること。
- ※ 電子媒体によっても納品すること。
- (2)納入期限 令和5年3月31日(金)
- (3)納入場所

〒605-8505 京都府京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町43-3 文化庁地域文化創生本部総括・政策研究グループ (共生社会担当)

5. その他

- (1) 本事業の実施にあたり入手した個人情報については、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (2)報告書等の検収は文化庁が行い、報告書の提出後に受託機関の責任による誤り等が判明した場合には、文化庁の指定する日時までに指示内容を提示修正するものとする。
- (3) 提出した報告書の記述に関し、即時説明できる体制を整えること。
- (4) 文化庁から委託代金の支払にあたっては、証憑書類の提出を求めることから、厳格な経理処理を行える体制を構築すること。

(5) 本件に係る企画提案及び契約にあたっては、文化庁委託業務実施要領及び経費計上の 留意事項等を遵守すること。

(文化庁委託業務の事務処理について:http://www.bunka.go.jp/qa/itaku.html)

- (6) 再委託先が子会社や関連会社である場合は、利益控除を行うこと。
- (7) 一般管理費の算出は、①直近の決算から算出の率②受託者の内規③10%の3つを比較して最も低い率で決定すること。
- (8) 一般管理費からは再委託にかかる分は除外すること。
- (9) 人件費は、文化庁委託業務の事務処理について「経費計上の留意事項」に則って算出 根拠を明示すること。
- (10) 委託費の支払いにおいて、マイルやポイントの取得は禁止とする。
- (11) 仕様書に定めのない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、文化庁担当官と協議し、その指示に従うこと。